

令和9年度 保育所・認定こども園（保育所部）へ 入園を希望する保護者の皆さまへ

田辺市保健福祉部子育て推進課保育係	TEL 0739-26-4904
龍神行政局住民福祉課	TEL 0739-78-0820
中辺路行政局住民福祉課	TEL 0739-64-0502
大塔行政局住民福祉課	TEL 0739-48-0301
本宮行政局住民福祉課	TEL 0735-42-0004

保育所・認定こども園（保育所部）とは

保護者が働いていたり、病気などのために家庭で日中保育できない児童を、保護者に代わって保育する児童福祉施設です。（以下、「保育所等」といいます）

したがって、無条件に入園できるのではなく、以下の利用基準があります。

入園対象児童

入園の対象となるのは、下記の利用基準に該当し、令和9年4月1日現在、田辺市に住民登録（予定を含む）をしている満6か月以上（令和8年10月1日以前に生まれた児童）の就学前児童です。

ただし、保育所等によって児童の入園対象年齢は異なりますので、13ページの「保育所等一覧表」を参照してください。

保育所等に申込みできる利用基準

児童の保護者及び同居の親族その他の人が次のいずれかに該当し、当該児童の保育を家庭で十分にすることができないと認められる場合に限られます。

- 居宅外での労働や、居宅内で当該児童と離れて家事以外の労働をすることを常態としていること。（1か月当たり48時間以上働いていること。）
- 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。（産前2か月前から産後8週の翌日が属する月末まで。）
- 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する親族を常時介護していること。
- 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。
- 求職活動中であるか又は就労予定であること。
- 就学しているか又は就学予定であること。
- 虐待やDVにより社会的養護を必要としていること。
- 上記以外で市長が保育を必要と認める事由に該当すること。

申込みの受付期間・場所

令和8年10月9日（金）から11月4日（水）までの間

第一希望の保育所等で、開園している時間中に受付を行います。湯ノ又保育園へ入園を希望される場合は、子育て推進課へご提出ください。

なお、同一児童について複数の申込書の受付はできません。

★転園を希望する場合★

転園を希望する方は、第一希望の保育所等ではなく、現在通園している保育所等へ、入園申込書に転園申込書を添えて提出してください。（転園申込書は各園に置いています）

※新規申込と同様に利用調整（選考）により決定するため、必ずしも希望する保育所へ転園できるとは限りません。また転園できない場合に、現在利用している保育所を継続して利用できないことがあります。

★市外の保育所等を希望する場合★

一覧表以外（市外）の保育所等を第一希望とする場合は、子育て推進課保育係、各行政局住民福祉課で、午前8時30分から午後5時15分まで受付を行います。

（土・日・祝日を除く）

申込みに必要な書類

新入園児・在園児とも、児童1人につきそれぞれ1部の提出が必要です。

記入はすべてペンでおこない、以下の書類を期限内に提出してください。

なお、申込み後、家庭状況や就労状況等に変更があった場合は、必ず届け出てください。

①子どものための教育・保育給付費認定申請書（入園申込書及び保育児童台帳）

②家庭での保育が困難であることを証明する書類

②については、入園の申込理由（1ページの利用基準参照）によって、書類が異なります。

下記の表を参照の上、証明書もしくは申告書を、**保護者全員分**（児童2人以上の申込みをする場合は、2人目以降はコピーでも可とします）ご提出ください。

入園理由		提出する証明書	就労証明書の対象者
就 労	(1) 雇用・委託等 （常勤・パート等） （家庭外就労）	就労証明書 （別紙）	- 株式会社・有限会社等の法人に雇用されている方 - 親族ではない特定の事業主からセールの受託をしている方 - 親族が経営する法人と雇用関係にある方 - 法人代表者 ⇒雇用主に証明を依頼してください。
	(2) 自営業主 （家庭内就労）	就労証明書 （別紙） 自営業を証明する書類	自営業、農林水産業（法人以外）を営んでいる方 ⇒事業主が自筆し、直近の確定申告の写し（第一表および第二表）を添付してください。 ※確定申告がない場合は、開業届・営業許可証の写し等、自営業を証明できる書類を添付してください。
	(3) 自営業の専従者・協力者、内職等 （家庭内就労）	就労証明書 （別紙）	- 親族が経営する法人以外の事業所に雇用されている方 - 家業の手伝いをしている方 - 特定の事業主から内職の受注をしている方 ⇒事業主に証明を依頼してください。
(4) 出産		母子手帳 の氏名と出産予定日が明記されたページの写し	
(5) 傷病・障害等 (6) 病人介護等		治療期間及び保育が困難である理由が明記された 状況申告書① または ② および 診断書 、 身体障害者手帳 、 精神障害者保健福祉手帳 、 療育手帳 などの写し	
(7) 災害復旧等		罹災証明書又は保育が困難である事情が確認できる書類	
(8) 求職中		求職活動状況等申告書③ および ハローワーク受付票・カード の写し等	
(9) 就学		就学状況申出書④ および 在学証明書 ・ 学生証 等	
(10) 虐待・DV等		保護命令 や DV証明 等、事情が確認できる書類	
(11) その他		その他、保育の必要性がわかる事情が確認できる書類	

面 接

新入児は全員面接を行います。**改めて面接通知は行いません**ので、各保育所等の面接日時に、母子手帳およびマイナンバーカード（またはマイナンバー通知カード+本人確認書類）をご持参の上、入園を希望されるお子様と一緒にお願いします。（日程及び会場は下記参照）

在園児は原則として面接は実施いたしません。ただし保護者が面接を希望される場合や書類に不明点または不備がある場合、その他面接が必要であると判断される場合には面接を行います。

面接日程表

No.	面接日	第一希望の保育所	受付時間	面接会場	持参物
1	11月10日(火)	みどり保育所	9:30 ～ 11:00	田辺市役所 1F 多目的ホール2・3（11月11日のみ1・2） ※第一希望の保育所等の受付時間帯にお越しください。 （もし日程が合わない場合は事前にご連絡ください。）	・母子手帳 ・マイナンバーカード、またはマイナンバー通知カード＋本人確認できるもの （免許証や保険証など）※ご来庁いただける保護者様の分のみで結構です。
2		日向保育所	9:30 ～ 11:00		
3		あゆみ保育所	9:30 ～ 11:00		
4	11月11日(水)	こどものへや保育園	9:30 ～ 11:00		
5		はやぎと保育所	13:30 ～ 15:00		
6		いずみ保育園	13:30 ～ 15:00		
7	11月12日(木)	NUKU森の丘こども園	9:30 ～ 11:30		
8		稲成保育所	13:30 ～ 15:00		
9	11月16日(月)	まろみ保育所	9:30 ～ 11:00		
10		わんぱく保育所	13:30 ～ 14:30		
11	11月17日(火)	もとまち保育所	9:30 ～ 11:00		
12		秋津川保育所	9:30 ～ 11:00		
13		立正こども園	9:30 ～ 11:00		
14		会津保育所	13:30 ～ 15:00		
15	11月19日(木)	うえのやま学園認定こども園	9:30 ～ 11:00		
16		シオン幼稚園	9:30 ～ 11:00		
17	11月27日(金)	上記保育所が第一希望で、予定日に面接できなかった方及び市外の保育所等への入所希望の方	9:30 ～ 10:30		
18			13:30 ～ 14:30		
19	11月17日(火)	ちかの保育園	9:00 ～ 12:00	中辺路コミュニティセンター2F 第一会議室	
20		くりすがわ保育園	9:00 ～ 12:00		
21	11月18日(水)	あゆかわ保育園	9:30 ～ 10:30	大塔健康プラザ 相談室	
22	11月13日(金)	柳瀬保育園	9:30 ～ 10:30	龍神行政局 1F第2会議室	
23		湯ノ又保育園	9:30 ～ 10:30		
24		東保育園	10:30 ～ 11:30		
25	11月19日(木)	ひまわり保育園	9:30 ～ 11:00	ひまわり保育園	

※ No.1～No.16 及びNo.19～No.25 は新入園児の面接日程です。なお、No.19～No.25 は、各保護者様あてにご案内させていただきます。

※ No.17～18 は、面接通知を差し上げた方、都合により対象の面接日に面接を受けることができなかった方、広域入所（市外の保育所等への入所）を希望する方の面接日程です。

※ No.19～No.25 で面接日に面接が受けられない場合は各保育所へお問い合わせください。

入園の審査・内定等

入園の審査については、面接、書類審査及び付帯調査により、環境及びその児童を取り巻く諸事情等を考慮しながら行います。

別紙の保育所等入所選考基準表を基に、「指数」の高い方から順に入園を決定します。なお、同一指数の場合は、同一指数世帯順位表を基に比較し、優先順位をつけ、入所を決定します。詳しくは9～12ページの各基準表をご覧ください。

選考への指数反映は、令和8年12月23日までにご提出いただく内容までといたします。

なお、内定通知は、令和9年2月中旬に発送予定です。

※新入園・転園児の受入れは、各保育所等の卒園等による限られた欠員の範囲内で保育体制に見合うものとなります。申込みの状況によっては、希望の保育所等に入園できないことや転園の希望に添えないことがありますので、あらかじめご了承ください。また、また転園できない場合に、現在利用している保育所を継続して利用できないことがあります。

保育の必要量及び事由の認定について

保育所等の利用にあたっては、保育の必要性にかかる給付認定を受けていただく必要があります。保育の必要な事由に該当した場合の給付認定の種類は、2号認定（満3歳以上）か3号認定（満3歳未満）となります。

児童1人につきそれぞれご提出いただきました申請書を基に、家庭状況や就労状況等に応じた保育の事由及び必要量を認定し、給付認定証を交付します。

入園理由	保育必要量		認定有効期間 ※2号・3号切り替えを除く
	短時間認定	標準時間認定	
就労	● 月48～120時間 未満の就労	● 月120時間以上 の就労	小学校就学前まで (保育の必要性がなくなった場合はその時点まで)
出産	●※1	●	産前2か月前から、産後8週の翌日が属する月末まで
傷病・障害等	●	●	必要な期間
病人介護等	●	●	必要な期間
災害復旧等	●	●	必要な期間
求職活動	●	—	2か月間 (職が決まらない場合は保育を解除します)
就学	●	●	卒業(修了)まで
虐待・DV等、その他	●	●	必要な期間
育児休業中(在籍児童のみ) ※2	●	—	弟妹の育児休業を取得する期間

※1 原則として標準時間認定となりますが、短時間保育を希望することも可能です。

※2 育児休業期間中の新規入園申込はできません。

なお、育児休業からの復職を理由として令和9年4月1日入園を希望される場合は、職場復帰日が令和9年4月1日から令和9年4月30日までの方のみ、選考対象とします。(令和9年5月1日以降に復帰予定の方につきましては、途中入園の申込となります。詳細については、子育て推進課保育係までお問い合わせください。)

保 育 料

保育に要する費用は、保護者の方に負担いただく保育料と、国・県・自治体が負担する負担金等によって賄われています。

保育料の納入が滞りますと保育所運営に支障を生じることとなりますので、期限内（毎月末日）に納入してください。

保護者の方に負担いただく保育料は、児童福祉法の規定により各自治体が定めるものであり、その額は世帯にかかる市民税額によって決まりますので一律に同額という訳ではありません。

保育料は、各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分により決定されます。認可保育所とへき地保育所のそれぞれについて、7ページ以降の「令和8年度保育所等保育料月額表（参考）」をご参照ください。

なお、「令和8年度保育所等保育料月額表（参考）」に記載されている内容は、令和8年度のものであり、令和9年度については法令等の改正により変更になる可能性があります。

【保育料の算定方法】

- 保育料は、児童の属する世帯の扶養義務者全員（児童と生計を同一にしている方）の市町村民税の課税状況で決定されます。例えば、父母の税額が合算される他に、祖父母等の事業専従者となっている場合や扶養親族となっている場合には、祖父母等の税額も算定の対象となります。
- 算定の基礎となる市町村民税の所得割額は、税額控除（調整控除を除く）前の税額となります。
- 年齢は、令和9年4月1日現在の年齢で算定いたします。
- 4～8月分の保育料については、令和8年度市町村民税の課税状況を基に算定し、「保育料決定通知書」を送付いたします。（4月1日予定）
- 9月分以降の保育料については、令和9年度市町村民税の課税状況を基に算定いたします。したがって、税額が確定する6月以降に算定を行い、「保育料決定通知書」を、再度送付いたします。（9月1日予定）
- 年度途中で退所される場合は、充当や追加徴収が全て完了していない部分については、その都度精算いたしますのでご了承ください。

保育料以外の経費

- ・ 認可保育所児童にかかる独立行政法人日本スポーツ振興センター保険負担金
- ・ へき地保育所児童にかかる傷害保険負担金
- ・ 保護者会費
- ・ 教材費等の実費
- ・ 認可保育所の3歳以上児童の主食費
- ・ 認可保育所の3歳以上児童の副食費（※年収360万円未満相当世帯の子どもや全ての世帯の第3子以降の子どもについては免除）
- ・ 給食を実施しているへき地保育所の給食費（※条件つきで一部助成あり）
- ・ その他

保 育 料 の 納 入

保育料の納付は、原則、口座振替をご利用ください。

振替日は、毎月末日（12月は25日）（振替日が休日の場合は翌営業日）です。

「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、通帳・印鑑をご持参の上、口座のある金融機関で手続きしてください。（ただし、既に保育料を口座振替で納付している方については、年度毎の手続きは不要です。） 口座振替依頼書は、子育て推進課の窓口にあります。

なお、口座名義は、保護者名のものでお願いいたします。

認定こども園については、各園で保育料を徴収いたします。

（口座振替用紙についても、各園にあります。）

★ご利用いただける金融機関★

紀陽銀行、和歌山県農業協同組合、きのくに信用金庫、三菱UFJ銀行、三十三銀行、百五銀行、近畿労働金庫、なぎさ信用漁業協同組合連合会（県内のみ）、ゆうちょ銀行（郵便局近畿2府4県）

※金融機関の名称が変更となっている場合もございますのでご了承下さい。

その他入所の申込に関わる注意事項

◇就労証明書について◇

令和8年10月1日から、自営業従事者や農業従事者等の就労証明書の証明方法が変更となりました。

変更前

↓
自営業主・専従者は、本人が就労証明書を記載し、次のいずれかの書類を提出する必要がありました。

- ・直近の確定申告書（第一表・第二表）の写し等の証明書類
- ・民生委員・児童委員による証明

変更後

令和8年10月1日から民生・児童委員による証明を不要とし、以下の取り扱いとします。

① 自営業主の場合

本人が就労証明書を記載し、次のいずれかの書類を提出してください。

- ・直近の確定申告書（第一表・第二表）の写し
- ・開業届や営業許可証など自営業を営んでいることを証明する書類

② 自営業の専従者・協力者、内職等の場合

事業主が就労証明書を記載し、証明してください。

詳細につきましては、就労証明書の記載要領をご覧ください。

家庭保育が可能な場合や申込み内容に虚偽があった場合などは、入園決定後であっても入園を取り消すことがあります。提出書類は、事実に基づいて正確に記入してください。

●申請後、就労状況（就労時間の変更、転職、退職など）や世帯状況（出産、婚姻など）に変更が生じる場合は届出が必要となります。速やかに子育て推進課までお知らせください。

問い合わせ先 田辺市子育て推進課 TEL：0739-26-4904